

第 4 部**調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品**

注

- 1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。